

やな Pay 利用約款の変更について

1. 約款変更の理由

現行の CPM 方式(利用者提示型)によるキャッシュレス決済の方法に MPM 方式(店舗提示型)を併用するために、第 2 条(用語の定義)及び第 4 条(加盟店でのやな Pay の利用)に必要な条文を追加いたします。変更後の本約款は令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

2. 約款の変更点

新 旧 対 照 条 文

新 条 文	旧 条 文
<p>第 2 条 (用語の定義) 本約款において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。 以下第 1 号から第 9 号まで省略</p> <p><u>10. 「加盟店 QR」とは、本会の定める仕様に合致し、やな Pay アプリに対してやな Pay の決済処理をすることができる店舗に掲示される決済 QR コード(※)をいいます。</u></p>	<p>第 2 条 (用語の定義) 本約款において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。 以下第 1 号から第 9 号まで省略</p> <p>(追加)</p>
<p>第 4 条(加盟店でのやな Pay 利用)</p> <p>1. 会員は各加盟店で<u>以下のいずれかの方法によりやな Pay 電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、やな Pay 以外の電子マネー、その他加盟店が別途定める一部商品については、利用できません。</u></p> <p>① <u>会員は、やな Pay カードまたはやな Pay アプリに表示される QR コードを加盟店に提示し、加盟店は提示された QR コードを端末で読み取り決済する方法</u></p> <p>② <u>会員は、やな Pay アプリを利用して加盟店 QR を読み取り、商品やサービスの金額を入力し、加盟店がその金額を確認した後に決済する方法</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第 4 条(加盟店でのやな Pay 利用)</p> <p>1. 会員は各加盟店でやな Pay 電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、やな Pay 以外の電子マネー、その他加盟店が別途定める一部商品については、利用できません。</p> <p>(追加)</p> <p>以下省略</p>

3. 約款の変更手続きについて

以下、やな Pay 利用約款第 17 条に基づき、本約款を変更します。

第 17 条（約款及びやな Pay サービスの変更）

本会は、民法第 548 条の 4 に基づき、本約款を変更することができるものとします。変更後の約款及びやな Pay サービスの内容を本会のホームページにて告知し、告知の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。